

# 笛吹市 第7期介護保険事業計画

## 2. 在宅医療と介護の連携の推進

### 基本方針

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、高齢や要介護状態になっても、できるだけ住み慣れた地域や自宅で暮らし続けるためには、在宅医療と介護サービスとの連携が欠かせません。多職種連携強化や、家族及び関係者への情報共有を通して、本人や家族の想いを関係者が共有しつつ、適切な在宅医療・介護が提供される体制づくりを進めていきます。

### 具体的施策の展開

#### 在宅医療・介護連携推進事業

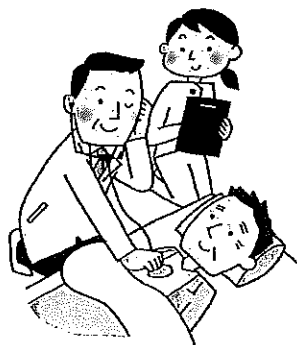
担当：長寿介護課 地域包括担当

#### 事業概要

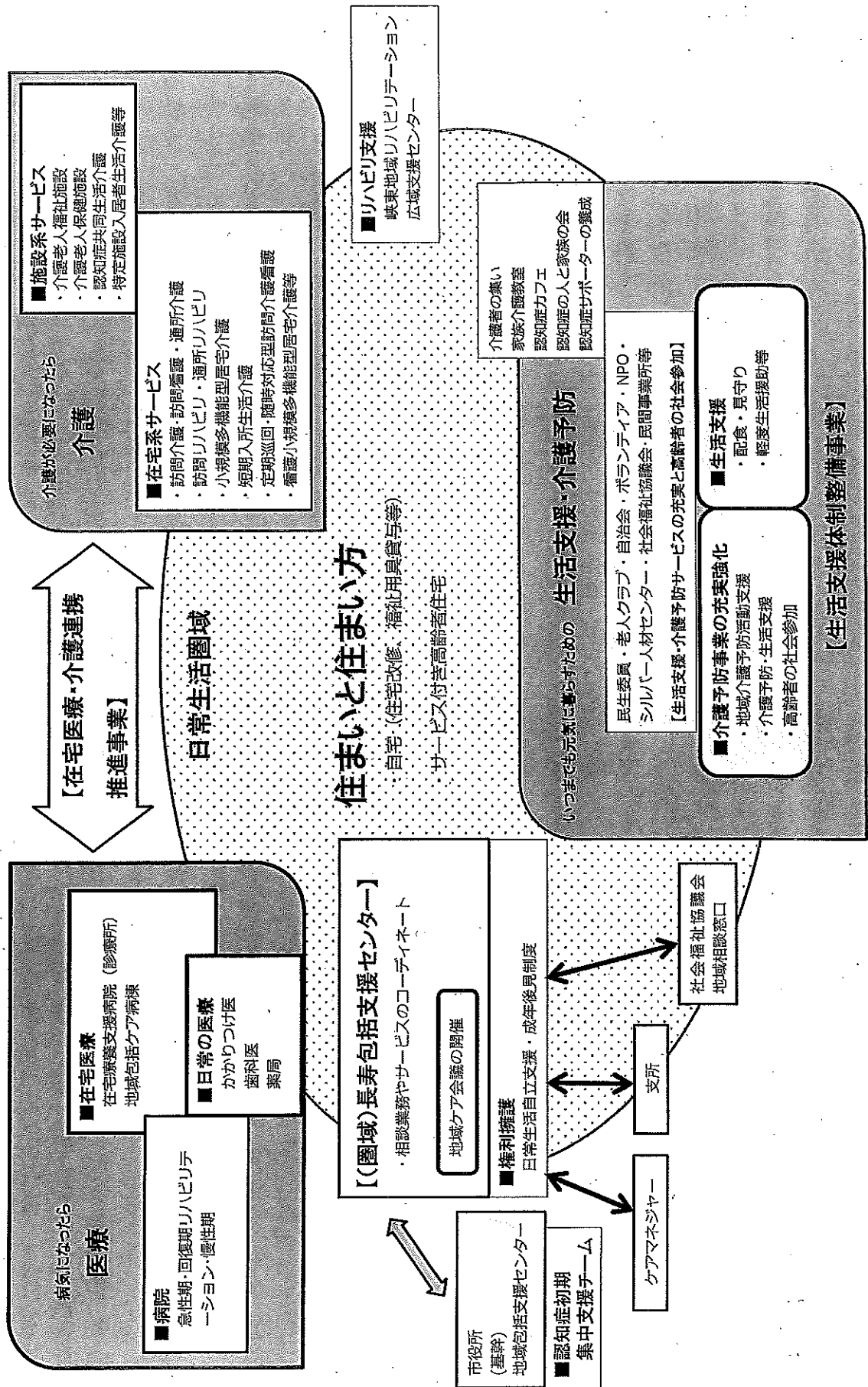
- ・ 医師、看護師、介護支援専門員等の専門多職種による在宅医療介護連携推進協議会を開催し、笛吹市の在宅医療の現状と課題及び解決策について継続的に協議し、医療と介護の密接な連携による支援体制を構築します。

#### 今後の方向性

- ・ 笛吹市在宅医療・介護連携推進支援センターの設置により、在宅医療に関する相談に対応していきます。
- ・ 患者情報が多職種間でスムーズに伝達・共有できる仕組みを構築します。
- ・ 市民一人ひとりが、生き方や最期の迎え方を考える機会をつくれます。
- ・ 在宅医療・在宅看取りについての啓発を行います。
- ・ 在宅医療について、峡東地域で共通の課題に取り組む体制を整備します。



図表 83 笛吹市の地域包括ケアのイメージ



## 4. 達成目標

笛吹市としての地域包括ケアを進めていくため、第7章では次の目標を設定します。

目標	現状	目標値		
	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
長寿包括支援センター設置数	1カ所	3カ所	3カ所	3カ所
	《目標設定理由》 地域包括ケアの日常生活圏域単位での拠点となる、長寿包括支援センターの設置数を目標とします。			
長寿包括支援センターにおける専門3職種の配置人数	11人	13人	13人	13人
	《目標設定理由》 地域包括ケアを進めていくために必要となる、専門職員（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員）の配置人数を目標とします。			
地域包括支援センター運営協議会の実施回数	2回	2回	2回	3回
	《目標設定理由》 長寿包括支援センターは、運営協議会の意見を踏まえて、運営を見直していくことが必要であるため、協議会の実施回数を目標とします。			
地域ケア会議における個別事例の検討数	12件	24件	36件	48件
	《目標設定理由》 個別ケースの支援内容を検討することにより、マネジメントの質の向上や地域ネットワークの構築が期待されるため、地域ケア会議における個別事例の検討数を目標とします。			
在宅医療介護連携推進協議会の開催回数	1回	2回	2回	2回
	《目標設定理由》 在宅医療と介護の連携を推進するため、医療と介護の専門多職種による協議会の開催回数を目標とします。			
(仮称)在宅医療介護相談センターの設置状況	窓口未設置	窓口を設置	—	—
	《目標設定理由》 在宅医療介護連携が円滑に進むよう、相談窓口を設置することを目標とします。			
生活支援体制整備協議体の取組み内容	市全体の協議体の設置	各町単位の協議体を設置	各町の地域資源の発掘	新たなサービスの開発
	《目標設定理由》 高齢者を支え合う地域づくりを進めるための核となる、協議体の設置状況及び取組み内容を目標とします。			